就学の一助にすることとしている。

三年報』『小田原町役場 しかも、 率がほぼ五○討台(それも、多くは、 ため「聊強促ノ法ヲ施シ従学ヲ促シ以テ一層人民ノ気力ヲ奮励セシメンコトヲ 謀リ」、「就学督励法」を定めている(『文部省第 の目ざす教育が、 怠慢による不就学者には懲戒のための「謝怠金」あるいは「学校賦役」を割り当て、その謝怠金を「貧民ノ子女」の 絵にかいた餅となる恐れは十分にあった。そとで、一八七六年三月、足柄県では、 明治九年県会議案其他書類』)。この督励法では、 就学を免除されるのは、 病気と廃疾者に限られていた。 このような就学率では、 就学の勧誘と督励

寺院等を仮校舎とした学校であった)であったことからみても、

取締等先其家産ヲ探索シ、 齢ニ及ヘル子女」の就学不就学を調査し、県へ報告することを求められただけでなく、「学齢ニシ テ 不就学ノ者ハ区戸長学区 家産を三段階に分けて、一か月に十銭、七銭、 である。不就学者制裁金ともいらべきこの規定が、どの程度具体化されていったかは、 ル ノ規則ヲ設クヘシ」と、 神奈川県でも、 一八七六年、 非常ノ窮民ニ非サルトキハ再三説諭シ、尚聴従セサル者ハ区内人民相議シテ相当ノ学資ヲ出サシム 就学督促を具体化することも要求された。 夏の県教育会議で、「就学督励ノ法」を定めている (『県教育史資料編』一)。戸長は、 三銭、 あるいは四銭、三銭、二銭といった程度の制裁金を課したところもあっ 不就学者に対して制裁金を課すことが考えられていたの 必ずしも明らかでないが、不就学者 回

就学は、 の重要な柱となっていた(『教育史資料編』一)。従来年二回であった不就学調査を毎月行らことにして、 (「事務章程」では、 との年(一八七六)十一月、 「病故等」の「事由」を学区取締から取りただされたうえに、不就学者の父兄と戸長連名の「不就学理由書」を提出し はじめ三か月どとであったが、後に改められて、 専ら教育の普及を図る「照準」として「学区取締事務章程」が制定されるが、不就学対策も一つ 毎月行うことになった)。 さら に こ の 「事務章程」 調査の精密さを求めた によって、 不

た

(『神奈川県教育月誌』一八七六年十二月)。

学

ことはなかった。

重を問うことにもなる。具体的にどんな言辞を用いて就学の説諭や督促を行ったかはわからないが、 た。 学事に関係する事項を「監査」して、「巡廻日誌」を作成することも義務づけられる。 ある学区取締が記していることからみても、 問題ひとつとっても、 管轄内小学区のいっさいの学務を担当し、 職務怠慢の結果とみなされることになった。また、月一回管轄区内を「巡視」して、学校の「実況」と「人心ノ向背」など、 よらやく認められるのであった。 就学の督励とその効果いかんが、県官に準じた身分を与えられていた(十二等から十五等)学区取締の鼎の軽 民費の負担増との関連で「苦情百出或ハ暴言ヲ咄キ暴行ノ挙ニ出テントスル状況アリ」(『川崎市史』)と、 不就学の認定をより厳しくしたうえで、なおかつ不就学者が存在するのは、 県の学務課と督学局とのパイプ役を果たす「学制」実施の要石ともいう存在であっ 就学督促対策が目にみえるような効果を上げたとは思われない。 学区取締は、 教育行政の現場にあって、 たとえば、 小学校の新 学区取締の

| Yeka る。「学制」以来全国平均をやや上まわっていた就学率も、その後は、県全体としては上昇するが、全国平均を越える 七 女全体ではじめて五○ぎ台となった。ようやく学齢児童数のほぼ二分の一にまで就学率が伸びたのもつかの間、 だといわれる強力な就学督促方法を実施した一八七六年は、とくに女子の就学率が伸びたこともあって、 (明治十)年は、 就学率の推移からも推察できる。第九表のとおり、 足柄県・神奈川県が、「強迫教育」と当時の人たち 明らかでないが、年々漸減し、 一八八一年には四二・五 就学率は学齢児童男 翌年の一八七 が 呼ん

であった。 七七年の出席状況をみると、 就学者が増加したといっても、 実際に就学し、 日々出席して通学している児童数は、 県全体で、 その児童は必ず毎日出席し通学しているとは限らない。そこで、 出席率は八〇・四一智(全国平均七〇・七四智人)、通学率は三七・三九智(二七・九三智人) 学齢児童の四割にも満たないことがわかる。 就学率が下降し始めた一八

である。

ければならないのが原則であったとはいえ、就学者といっても、 実施は、 学区取締らの熱心な就学勧誘にもかかわらず、その実態は、この程度であった。「非常ノ窮民」か「病故」以外は 就学 しな 多数の不就学児童と、長欠児童を切り捨てて進められ、「国民皆学」の方針とは矛盾する結果をもたらしてい たの その実ほとんど学校に通学していない者が多かった。「学制

## 第 四節 徴兵令の発布と施行

## 徴兵令の制定

徴兵令の布告 維新政府は、 として設置し、 明治四年(一八七一)四月、鹿児島、 同年七月にはこの武力を背景に廃藩置県を断行した。さらに廃藩置県後、東京・大坂・鎮 山口、高知三藩兵約一万人からなる「親兵」を直属軍隊 西

各地域には、 した壮兵をあてたため、訓練や装備も統一を欠いていたけれども、新しく編成された常備軍であった。しかも、廃藩置県後 東北の四鎮台八分営設置の指令を出し、 申出臨機 ノ措置ニ可及候事」と、 反政府の風潮がび漫していた。 政府が布告で述べているように、 神奈川・足柄の両県は東京鎮台の管轄下にはいった。鎮台兵には、 それだけに、「管内厳粛ニ取締即決処置懲誡ヲ可加候万一手余リ候節 鎮台兵は、 反政府の暴動を鎮圧するためのとっておきの 各藩の武士を召集 所 在 鎮台

存在であった(『法規分類大全』兵制門一)。

が しかし、それでも鎮台兵の訓練や装備を画一化して、兵力を整備し、「内国ヲ綏撫シ人心ヲ鎮圧」する新しい 軍事力の創出 維新政府の主要な課題となっていたのである(大山梓編『山県有朋意見書』)。

明治五年(一八七二)十一月二十八日、維新政府は「徴兵ニ関スル 詔勅」と太政官告諭を発して、 徴兵令の発布を予告し、

たため十二月二日で終り、十二月三日が六年一月一日となった)。

|日後の一八七三(明治六)年一月十日には徴兵令を布告して国民皆兵制を宣言した

(明治五年は太陰暦を改めて太陽暦を採用し

五.

独占を否定し、「全国四民男子二十歳ニ至ル者ハ尽ク兵籍ニ編入シ、以テ緩急ノ用ニ 備フヘシ」と厳命して国民皆兵主義を強 リ後世ノ雙刀ヲ帯ヒ武士ト称シ抗願坐食シ甚シキニ至テハ人ヲ殺シ官其罪ヲ問ハサル者ノ如キニ非ス」と述べて、 一徴兵ニ関スル詔勅」は、「国家保護ノ基」の確立を「百官有司」に号令したもので、 詔勅を敷衍した徴兵告論では 士族の武力 固

調して、徴兵は国民の義務であると規定した。

の六鎮台、 されることとなった。 万五百六十人が常備軍 兵制度がしかれた。 一八七三(明治六) 合計七か年の兵役を務めるよう定められた。 十四営所が設置された。 年一月十日、 徴兵令によって構想された日本軍隊は、 徴兵令と前後して兵制が整備改正され、 (三年在営服務) として徴集され、 徴兵令が布告された。徴兵令によって、二十歳に達した成年男子は徴兵検査を受け、 神奈川県、 足柄県ともに第一軍管東京鎮台に編入された。こうして国民皆兵を基調とする ほ かに 十七歳から四十歳までの男子は国民軍としてすべて兵籍簿に登録 続いて後備軍に編入され 鎮台平時の定員が三万一千六百八十人、戦時の定員四万六千三 四鎮台は全国六軍管、 東京・仙台・名古屋・大阪・広島 (常備軍の服務終了者で、 在郷して四か年召 毎年

百五十人、近衛兵三千八百八十人で、合計、平時下では三万五千五百六十人、戦時には五万二百三十人であった。

不公平な徴 兵免役規則 は十二条にわたる広範な免役規定を定めていた。免役条項のあること自体、 徴兵令の制度はそれ自体大きな問題をもっていた。それは、 徴兵令第三章の常備兵免役概則である。 国民皆兵と矛盾するが、 それだけ 免役概則

でなく、免役条項こそが徴兵令の特色と性格を物語るものであった。

- 十二条の免役条項は、ほぼ次のように分類される。
- 二 陸海軍の生徒 一 身長五尺一寸未満の者および虚弱者と不具者

 $\equiv$ 

罪科ある者

ル 官省府県に奉職の者。 則でなく雑則にある 官立学校卒業生および生徒。 洋行修業の者。 代人料二百七十円納入者。 (代人料の規定は、 免役規

奉戴の誠」を尽すことを目的とする軍隊の秩序を乱す恐れがあるからという理由で あった(『公爵山県有朋伝』中巻)。四は、 力者の子弟が徴兵検査官と結託して「兵役ニ堪ヘサル者」との認定を受ける手立てともなった。三の「罪科アル者」は、 このように分類される免役条項を、さらに立ちいってみてみると、まず一は、当然のこととみられるが、じっさいには、 Ŧī. 一家の主人。嗣子および承祖の孫。 独子独孫。 父兄に代って家を治める者。 養子。 徴兵在役中の兄弟。 「忠直 有 官

兵卒一人の常備三年分をとえる額に相当していたのである(岩波講座『日本歴史』近代4 僚と有産者たちに特権的な地位を与える規定であることは明らかである。 のうえ、現役の抽選に当たっても免役をうける道も開かれていたのである。当時歩兵二等卒の俸給年額は十五円三十三銭、 賄料、 被服寝具などにかかる費用が平均六十七円六十六銭で、合計八十二円九十九銭ほどの経費であるから、 とりわけ、 代人料二百七十円を上納すれば、 一九六二年版)。それだけに、こうした 代人料は 検査 食

第10表 1876年全国徴兵免役者の状況

る士族の不平と反抗もたかまり、

西南の諸県に、佐賀の乱、

しかも、

徴兵令の採用によって、

維新政府に対す

おこされた (十六件のうち七六年に十三件発生)。

をあげえないのが実情であった。

口萩の乱が発生していた。

それだけに、

広範囲な徴兵免役制のもとで実際にはほとんど徴兵の実

熊本神風連の乱、

福岡秋月の乱、

Щ

	軍 管別	第 一 (東京)	第二(仙台)	第三(名古屋)	第四(大阪)	第五(広島)	第 六 (熊本)	全 国		
員	.十歳壮丁之総 [( <b>A</b> )	71, 579	34, 763	<b>44, 29</b> 2	56, 737	49, 782	38, 955	296, 086		
#-	十歳 徴兵連名簿 人員	9, 259	10, 212	8, 526	6, 825	11, 007	7, 397	53, 226		
員	中   免役連名簿  人員(B)	62, 320	24, 551	35, 745	49, 911	38, 775	31, 558	242, 860		
	$\frac{\mathrm{B}}{\mathrm{A}} \times 100\%$	87. 1	70. 6	80. 8	88. 0	77. 0	81. 0	82. 0		

鹿野政直「日本軍隊の成立」『歴史評論』46 から

神奈川県の場合、一八七四 「日本軍隊の成立」『歴史評論』

(明治七)年に二人、一八七六年に三人、一八七七年に一人、一八

ら八○年に至る八か年の間に、

四六)。

巨額の代人料を納めることのできる人たちは、きわめて少数で あっ た。 一八七三 (明治六)

代人料の納入者は全国で わず か六百四人に過ぎなかった

(鹿野政

年か

による労働力徴収に対する農民の不満もたかく、 係していた。とのような広範な免役規定があったため、 ているが、このことは、 七九年に二人、一八八〇(明治十三)年に八人と、 巻)。五の免役規定は、戸主・戸主たるべき者・戸主に代わるものすべてを兵役の対象外とし 実際は、国民皆兵制とは異なる賦役にちかいものであった(藤原彰『軍事史』)。そのため徴兵 国民を統合していく上で「家」を重視しようとする維新政府の方針と関 いわゆる「血税一揆」、「徴兵反対一揆」がひき 十六人を数えるだけである(『神奈川県史料』第 理想として国民皆兵を目差したといって

ぎなかった。 八十四人で、 神奈川県の場合でも、 割り当て徴兵数が二百二十人であったが、 全国的にみても、 一八七三(明治六) 第十表に読みとれるように、徴兵令制定後三年の 一八七六 年の第 一回の徴兵検査では、 徴兵合格となったものは、 徴兵相当の 百十四 壮丁 は |人に過

173

古

(明治

九)年の免役者は、じつに八二ぎもの免役者がでているのである。

## 二 徴兵の実情

石 籍人口調モ不精密ノ折柄」なので、今回限り徴兵適齢期の壮丁が、どのくらいいるかということと無関係に、 られた。 徴兵令の実施 つまり石高に応じて、「一千五百石ニ付一人ノ見込ヲ以テ」徴募することにしたのである。 足柄県は石高二十六万石であったから、 まず東京鎮台管轄下の府県に徴兵令の実施と徴募事務の開始を命じた(『法令全書』一八七三年)。それによれば、 東京鎮台管轄下一府十七県で徴募相当数は約四千九百七人であった。 に、「今般徴兵令被相定首トシテ東京鎮台管下ノ府県徴兵被仰出来ル二月十五日ヨリ徴兵使発行候」と指令 徴兵令は一八七三 (明治六) 神奈川県には二百二十人、足柄県には百七十三人余が徴兵人員として割り当て 年一月十日に発布された。 との日陸軍省は、 東京府 当時神奈川県は石高三十三万 および神奈川県ほか十六県 府県の米の収穫 「現今戸

務取扱として任命している(『明治小田原町誌』上、『神奈川県史料』第九巻)。 でも二月二日に戸主と長男を除いた満二十歳の者を召集し下検査をおこない、二月十三日には各区に徴兵史生、 それぞれ徴兵議官・議員に任命され史生、 陸軍省の指令をうけて神奈川県、足柄県で徴兵事務が開始された。神奈川県にあっては、 傭医各若干名をもって徴兵事務のスタートを切った (『神奈川県史料』第 権参事を議長に、 典事以下八名が 徴兵議員を事 足柄県

兵の実施宣言は、 ところで、 徴兵令がまったく一方的に、「民庶」の意志や行為とは関係なしに問答無用の形式で発布された だけに、 民衆にとっては青天の霹靂であった。 しかも、不公平な免役規定によって、 国民皆兵どころか、 徴兵は「大 国民皆

は徴兵逃亡とを督励している。

は た 0 る徴兵から逃れようとする心情は、 成 切な人の子を折角両親が辛苦艱難を尽し、 を未然に防ぐには、 小島信民の「徴兵逃亡に関する訓示書」を申し渡したのも、 趣旨の徹底に懸命であった。 のである ったもの」、 徴兵令施行二年目の一八七四 今のところ記録された資料としては残されていない。 シ難カランヲ恐レ県官派出シ論告懇到頗ル勤メリ」(『神奈川県史料』第一巻)といったような手立てを用いて、 (『明治文化全集』第二○巻所収「開化乃入門」)。「徴兵告諭」の「血税」という表現を逆手にして、新たな負担増で すなわち一家の労働の柱ともいらべき存在である男子の労働力を徴発する、 徴兵令の趣旨をよく人民に理解させることであるから、 県下には、 (明治七) 年九月十四日、 かなり広範囲に広がっていた。 徴兵を免れる手段として、 尿屎の世話から手習ひ算盤そこそとに稽古させ、 しかし、 第二大区から第二十大区の区長全員を県庁に呼び集めて、 徴兵逃亡者が頻発する事態に対してとった措置であった。 徴兵令の施行にさいして、 神奈川県や足柄県には、 自ら姿をくらます失踪・逃亡などが 区長らが権参事に代わって人民の説諭にあたると 新 これから些し家業の役にも立様に 徴兵反対の集団的な動きについ たな徴税として重くの 神奈川県では か 「管内人民或 な ŋ 続出して 権参事 そとで 徴兵令 か い朝

且 是全国人民ノ権ヲ同 一被仰渡今般徴兵令ニ就テ妄リニ逃亡スルノ徒アリ聞エアリ、 政府エ対シ予ガ面目又是ヲ如何ト思フヤ、 徴兵令免役規則ニ当ル事情ア ル 逐次予備ニ充ルニ在ルモノトス、 既ニ旧藩士ノ志願スルモ ノ婦女老父母ノ喋々ヲ慰メ当者ノ疑団ヲ解ン事ヲ啻ニ某意ヲ解セス驚怯シテ逃走亡命スル如キ徒アルニ於テハ他県エ 一平均センカ為メニシテ尤国力ヲ奮起スルノ基礎タリ……〈中略〉……今日徴ス所ノ者必今日戦場ニ趣カ シ ノ数多アルヲ或ハ説或ハ論シテ之ヲ黙カシメ其之ヲ厭フ農工商ヲ問ワズ一 ト否トヲ弁察シ之ヲ調理シ不日徴兵使発向アル時ニ当ツテ差閊無之様注意有度是予ガ所望云々」 然其便ヲ捨迂ヲ取ル皆将来全国人民ノ権栄ヲ均フセンヲ慮ルノミ……〈略〉……玆ヲ以テ能区 因之自ラ回郷シ説論セント思フモ時トシテ暇ヲ得ス故、 実ニ予ノ心ヲ痛 マシムル所也、 抑徴兵ノ令アルヤ政府ニヲイテモ深ク策 今回各区長ノ足ヲ労セシナリ、 般人民ノ内ヨリ年当ノ者ヲ徴 ル ノ理

沢市史』第三巻)

ル如キ げようと躍起となっていたことがわかる。 無之様注意有度」と、 が続出するようでは、 区長らが徴兵令の趣旨を人民によく説諭し、 権参事が区長らに強く「所望」しているのである。 「他県エ ノ聞且政府エ対シ予ガ面目」も丸つぶれになるから、 「妄リニ逃亡スル徒」、「某意 徹底することと、 〈徴兵の趣旨―筆者注〉 徴兵令の趣旨の徹底は、 免役規則の厳密な適用などによって徴兵の実をあ 「徴兵使発向アル ヲ解セス驚怯 シテ 逃走亡命ス 維新政府の威信を草深 ニ当ツテ差閊 村

々にまでゆきわたらせることでもある。それは置県後たかだか三年にもならない県が、

「学制」と「地租改正」の施行

K

加

え

令陸奥宗光の着任と同時に、 るということは、 ていた小島信民にとってみれば、区長らを呼びつけてまでして、徴兵令の趣旨を強調しなければならないほど徴兵逃亡者がい この徴兵令の実施という新政府の三大改革事業をいかにして軌道に乗せるかということでもあった。 まさに維新政府の中堅官僚の面目にかかわることでもあった。 大蔵省の租税権大佑・祖税寮三等出仕をへて神奈川県大属へ転出し、 この年二月に権参事となっ それだけに、 初代県

発揮したはずである。 者を調べるのは、 日である。 兵下検査と称する徴兵適格者の調査をおこなった。 さて陸軍省の指令をうけて、 また神奈川県が、 もちろん、 戸籍区を単位として実施された。 容易なことではないとのべているけれども 適齢者の抽出は、 県下の徴兵適齢者を全部ととに召集して検査をおとなったのではない。 横浜の野毛山学校を徴兵署にあてて、 一八七三(明治六) それほどむずかしくはなかったはずである。 だから陸軍省令は、 年二月に足柄県は、 との下検査は、 (『法令全書』 徴兵使を迎えてはじめての徴兵検査をおこなったのは、 現時点では戸籍や人口の調査が精密でないので、 前年の明治五年に精密に作られていた「戸籍帳」(壬申戸籍) 小田原の旧 一八七三年)、 本陣 それよりも、 「壬申戸籍」 の 清水家宅に徴兵検査場と徴兵署を設 まず県下の村々で、 が、 適格者の判定にこそいろい 徴兵下検査では威力を 区長らが徴 急に適齢 三月九

[四十四人に過ぎなかった。

兵者が決められた。

陸軍省から二百二十人の徴兵を割り当てられていたが、二百八十四人の被検者のうち検査合格したもの

割り当て数の六五智程度しか充足できなかったのである。

とのような事態は、

神奈川県だけのことではない。免役者の増大などもあって全国的

しかも、

そのらち実際に入営する常備

みても実際に徴兵した兵員は少なく、兵はさらに少なく、百一人であった。

(明治九)

年の時点でも、

徴兵の兵員はなお旧来の壮兵の数に匹適しなかったというから、

近衛および各鎮台の壮兵に代えるまでにいたらなかった。

ろ困 相模原市) ませた徴兵適格者が、 とが露見して、再検査の上「昼夜ヲ掛ケ可申出事」と、 不具、以上のいずれかに該当して、徴兵不適格者であったという記録もある(『川崎市史』)。 川県布達』一八七三年十二月一日、十二月五日)。また、 十三人全員が、嗣子・戸主・養子・独子・父兄に代わって家を治める者、 かなか精励する気にはなれなかったようである。 持たせていた。 して村びとたちとともに、 ることを督促されながらもなお提出せず、 [難があったよりである。徴兵令を遵守するとの「請書」を村々の戸長・副戸長に出させて、適・不適格者の判定に責任を 区戸長らの意識的とも思われるようなルーズな徴兵下検査は、 実際には、五尺二寸の身長であるのに、 だが、 区戸長らに付き添われて、横浜野毛山の検査場へ出頭した。そこで徴兵使の「検丁」(検査) 名目上は維新政府の「百官有司」の末端につらなる戸長・副戸長ではあったが、 激動の「御維新」の渦中に身をおいてきただけに、 再三にわたって「早々可差出事」と県から催促される区長もいたのである 期限までに適齢者の調書を県に提出しないため、「昼夜ノ差別ナク早 橘樹郡第二十二区 免役該当者として申し出たところ、「戸長共不調ノ儘区長ニ申出」 区長が県から灸をすえられたりしている(『神奈川県布達』一八七三年十 (現在 開拓使御用人足として出稼、 全県的におとなわれていた。 川崎市域) 一家の労働力を徴発するに等しい徴兵には、 の第一回目の徴兵下検査では適齢者 あるいは第二十区 五尺一寸未満, 幕末以来村の統率者 村々から下検査をす の 田 名村 ・々取調 病弱 たと (現在 な

徴兵の名があって

その意味では、

徴兵令施行後三年の一八七六

第11表 神奈川県徴兵人員 (1873年~1878年)											
	年	次	常	備	補	充	第-	一後備	備		考
	1873		1	01人	人 43人			人			
1874		192		127				代人料	上納	2人	
1875		1	68	12			94				
1876		4	87	90			207	代人料	上納	3人	
	1877		7	74	268			241	代人料	上納	2人
	18	78	2	39		24					

実がなかったともいえる

(藤原彰

『軍事史』)。

神奈川県の場合、

『神奈川県史料』第1巻制度部から 四人

騎兵三人、砲兵三人、工兵二人、輜重兵一人の合計四十三人という内訳であった。

常備兵百

騎兵三人、砲兵七人、工兵六人、輜重兵一人の合計百一人。補充兵は、歩兵三十四人、

最初の徴兵検査合格者は百四十四人であったが、うち常備兵が、

成を命じ、県官が各村を巡回するなどして、もっぱら徴兵の徹底に意を注いでいた の月国民軍創出のため、村々で十七歳から四十歳までの成年男子を調査し、 人は、この年六月一日から十日までの間に東京鎮台千葉県の佐倉分営に入営した。県では、 『町田市史』下巻)。しかし、徴兵の実があがらず、

走亡命者が出る始末であったことはすでにみたとおりである。

徴兵検査をまぬがれようとして逃走するだけではなかった。 第 回の徴兵で、

区内に潜伏しているのを発見したら取り押さえて、ただちに連行することを厳しく命じたように、 徴兵忌避

連隊第二大隊第一中隊に服役中の兵士が入営二か月で脱走を企てた。県令の大江卓は、

徴兵令が、意図どおりに実施されるか否かは、村々でおこなう徴兵下検査の成否にかかっていたともいえる。しかし、 適格者を徴兵検査場へ引率していく往復の費用などの徴兵にかかる経費は、 官費支弁の項目 B あ との つ

には、

神経をくばっていた

(『川崎市史』)。

出身地の区長に、

検査にかかる費用や、

そのほとんどが区費、

あるいは郡区役所ならびに戸長役場経費で賄われた。

かっていたのである(『神奈川県布達』一八七七年一月十日、一八八〇年三月十六日)。第二回目の徴兵検査(一八七四年二月)から、 との費用の負担は、 ひとえに県民の負担にか

178

歩兵八十

東京鎮台第

兵士の

県官の心痛事となるほどに

逃

国民軍連名簿の作

(『神奈川県